

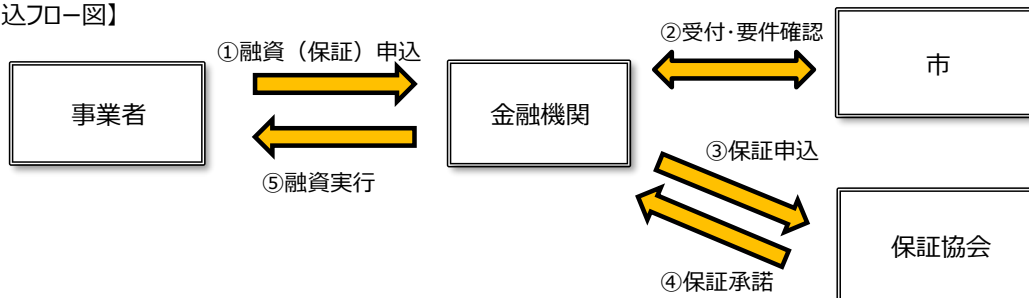
令和8年度 都城市金融制度ガイド

● 融資制度

制度名	小口零細企業融資制度 小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第3項）	中小企業特別融資制度 中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所及び事業所を有していること。（法人の場合・・・法人登記が市内にあること。代表者は市外住民でも可。） ・宮崎県信用保証協会の取扱う保証対象業種であること。 ・納期到来分の市税を完納していること。 	
資金用途	事業経営上必要な運転資金・設備資金 ※設備資金は市内の設備に要する費用に限る。	
融資限度額	1,000万円 小口零細制度と信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2,000万円以内で、小口零細制度と特別融資制度の融資残高の合計が1,000万円以内であること。	特別融資制度と小口零細制度の融資残高の合計が1,000万円以内であること。
融資期間	7年以内（据置期間1年以内）	
融資利率	年1.9%	年2.1%（責任共有制度対象外保険を付す場合は1.9%）
償還方法	一括又は分割（償還期間が1年を超えるときは分割）	
保証人	徴求する場合、原則として法人の場合は代表者のみ。個人の場合は不要	
担保	必要に応じて要	
保証料	保証協会の定める信用保証料率により計算された額。	
補助金額	信用保証料率1.25%を上限として計算された信用保証料。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定める信用保証料率の上乗せ分を除く。	
取扱金融機関	宮崎銀行、鹿児島銀行、西日本シティ銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫	

制度名	中小企業組合事業育成資金融資制度
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき設立された組合及び組合員。 ・市内に住所及び事業所を有すること。 ・納期到来分の市税を完納していること。
資金用途	事業経営上必要な運転資金・設備資金 ※設備資金は市内の設備に要する費用に限る。
融資限度額	1組合につき 5,000万円 1組合員につき1,000万円
融資期間	7年以内（据置期間1年以内）
融資利率	年2.0%
償還方法	一括又は分割
保証人	徴求する場合、原則として法人の場合は代表者のみ。個人の場合は不要
担保	必要に応じて要
保証料	保証協会の定める信用保証料率により計算された額。
補助金額	信用保証料率1.25%を上限として計算された信用保証料。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定める信用保証料率の上乗せ分を除く。
取扱金融機関	商工組合中央金庫宮崎支店

【申込フロー図】



※その他必要書類については、各金融機関にお問い合わせ下さい。

●利子補給制度

資 金 名	店舗近代化資金利子補給金			
利子補給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小売、飲食、サービス業のいずれかを営む者。（一部対象外あり） ・納期到来分の市税を完納していること。 ・市内に住所及び店舗等を有すること。 ・店舗面積が500㎡以下（旅館・ホテル業者は500㎡以上でも可）であること。 			
資金使途	設備資金（車輛購入資金・土地取得資金を除く） ※設備資金は市内の設備に要する費用に限る。			
対象額	100万円以上1,500万円以下			
補給期間	融資実行日から3年間			
対象資金	宮崎県中小企業融資制度資金	市中小企業特別融資制度資金 小口零細企業融資制度資金	日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金(マル経融資)	日本政策金融公庫生活衛生改善貸付
利子補給率	年3%以内	年2.25%以内	年1.8%以内	年1.8%以内

資 金 名	商店街活性化資金利子補給金			
利子補給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小売、飲食、サービス業のいずれかを営む者。（一部対象外あり） ・納期到来分の市税を完納していること。 ・市内に住所及び店舗等を有すること。 ・利子補給の対象となる事業実施の場所が都城市まちなか活性化プランに定める中心市街地活性化区域にあること。 ・1,000万円以上の事業に要する借入であること。 			
資金使途	設備資金（車輛購入資金・土地取得資金を除く） ※設備資金は市内の設備に要する費用に限る。			
補給限度額	1回の設備設置につき1,000万円以内			
補給期間	融資実行日から3年間			
対象資金	宮崎県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金、日本政策投資銀行制度資金			
利子補給額	払込済利息額の60%			

資 金 名	公害防止施設資金利子補給金			
利子補給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の発生源又は発生する恐れのある事業所が市内にあること。 ・産業廃棄物処理業者でないこと。 ・公害防止施設設置の場所が市内にあること。 ・納期到来分の市税を完納していること。 			
資金使途	設備資金（車輛購入資金・土地取得資金を除く） ※設備資金は市内の設備に要する費用に限る。			
補給限度額	1回の設備設置につき300万円以内			
補給期間	融資実行日から5年間			
対象資金	宮崎県中小企業融資制度の公害防止に係る貸付、日本政策金融公庫の公害防止に係る資金			
利子補給額	払込済利息全額			

●セーフティネット制度

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化（売上高の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

【対象となる中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化（売上高の減少）により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、**市長の認定を受けた方**。

【手続き】

申請者は、認定申請書及びその他必要書類を市へ提出し、市は審査後、認定書を交付します。

都城市HPはこちら↓



問合せ先：都城市 商工部 商工政策課 0986-23-2983